

盛岡広域振興局長告示第66号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成30年10月26日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 名称 盛岡市旗井沢特定猟具使用禁止区域
- 2 区域 盛岡市白沢地内の電話ケーブル盛岡好摩線251号柱から360号柱まで及び中央A線27号柱から23号柱までのケーブル線のそれぞれ両側50メートルの区域
- 3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具 銃器